

議第 67 号

下呂市税条例の一部を改正する条例について

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

軽自動車税種別割の減免対象を令和元年 10 月 1 日から岐阜県が市に代わり賦課徴収している軽自動車税環境性能割の減免対象と同様にするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市税条例の一部を改正する条例

下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（身体障がい者等に対する種別割の減免） 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 （1） 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者又は精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該<u>身体障がい者等</u>、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） （2） （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手	（身体障がい者等に対する種別割の減免） 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 （1） 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者又は精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該<u>身体障がい者</u>、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） （2） （略） 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手

改 正 後	改 正 前
帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障がい者等</u>又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度の種別割の減免を受けている者が、同一の事由により継続して減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の一部の記載を省略して申請することができる。 （１）～（６） （略） ３・４ （略）	帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障がい者</u>又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度の種別割の減免を受けている者が、同一の事由により継続して減免を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び運転免許証の提示並びに次の各号に掲げる事項の一部の記載を省略して申請することができる。 （１）～（６） （略） ３・４ （略）

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

軽自動車税種別割の減免対象を令和元年 10 月 1 日から岐阜県が市に代わり賦課徴収している軽自動車税環境性能割の減免対象と同様にするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 知的障がい者及び精神障がい者について、生計同一者運転の場合だけでなく本人運転の場合も減免の対象とします。

(第 90 条関係)

- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)